

知立市立知立南小学校

学校いじめ防止基本方針

平成25年1月

令和7年2月最終改訂

学校いじめ防止基本方針

知立市立知立南小学校

1 いじめ防止に対する基本理念

いじめの防止に対しては、すべての教職員が自らの問題として切実に受け止め、学校として徹底して取り組むべき課題である。本校では、いじめは「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ものであることを十分に認識し、いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学省）及び、知立市いじめ防止基本方針を基本として、いじめ防止のための基本的な考え方として、以下の4点を示す。

- ① どのような状況にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという強い認識をもち、毅然とした態度で児童の指導にあたる。
- ② 学校、学級にいじめが発生し得るという危機意識をもち、子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号を敏感にとらえるように努める。
- ③ 子どもの個性や差異を尊重する態度、その基礎となる価値観を育てる教育を推進し、道徳教育、心の教育を通して命の大切さや生きることのすばらしさなどについて指導する。
- ④ いじめ防止に対して、学校と家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、連携して取り組む。

2 いじめ防止対策のための組織と指導体制

（1）組織設置の目的

学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処などに関する措置を実効的に行い、組織的に対応するため、学校が問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う組織として、いじめ・不登校等対策委員会を置く。

（2）組織構成員について

校内の組織構成員を校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当者、養護教諭、当該学級担任、学年主任、スクールカウンセラーとする。また、必要に応じて、心理や福祉分野の専門家や学校医など外部専門家から助言を得るものとする。

（3）組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正の中核となる。
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめの疑いや子どもの問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いにかかわる情報があつたときに緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導・支援体制や対応方針の決定、保護者との連携などの対応を実施するうえで中核となる。

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置

①「いじめの防止」（未然防止）

児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。未然防止の基本となるのは、児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係を築き、安心安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことと考える。未然防止の取り組みについては、日常的な児童の様子把握、定期的なアンケート調査、欠席日数などから検証し、どのような改善、新たな取り組みを行うのかを検討し、PDCAサイクルに基づく取り組みを継続していく。

具体的に、日々の教育活動の中で、以下の取り組みを実施する。

- ・一人一人を大切にしたいわかりやすい授業を心がけ、児童の基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育てることで、児童が自己有用感を味わい、自尊感情を育てることができるようにする。
- ・「あいさつ活動」などの実施を通して、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教師が児童の人間関係を十分に把握し、学級経営やグループ指導の在り方について不断の見直しや工夫改善を行い、児童が安心して過ごせる学級、学校づくりを大切にする。

- ・ ESD 活動を取り入れた授業を通して、児童のコミュニケーション能力を高め、児童が心を通わせ、信頼関係を築けるように意識して指導する。
- ・ 学校行事や生活、授業（特に委員会活動を中心）の中に異学年交流の場を積極的に設け、互いに支え合い、認め合うことができるようにする。

②「早期発見」

教師が、日ごろから児童の見守りを意識し、児童との信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃すことのないようにアンテナを高く保つようにする。また、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有に心がける。

以下のような方法によって、早期発見に努める。

- ・ 定期的なアンケートや教育相談の機会を設ける。
- ・ 子どもの近くにいることを心がけ、休み時間や給食、掃除などでの児童との対話の中で、児童の様子や変化に目を向ける。
- ・ 児童の発言、訴え、学習記録の記述等、学校生活のあらゆる場面に注意を払い、児童の交友関係や悩みを把握する。
- ・ 家庭訪問や電話連絡を通して、家庭と連携して児童を見守る姿勢を大切にする。

③「いじめに対する措置」（早期対応）

- いじめの発見・通報を受けたときの対応
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場で行為を止める。児童や保護者からの相談や訴えに対して、真摯に耳を傾ける。その際、いじめられた児童、知らせてきた児童の安全確保には十分留意する。
 - ・ 発見・通報を受けた教職員は、いじめ・不登校対策委員会へ報告し、直ちに委員で情報を共有する。そして、関係児童から事情を聴き取るなどして、事実の確認を行う。場合に応じて、警察に相談する。
- いじめられた児童またはその保護者への支援
 - ・ いじめられた児童から、速やかに事実の確認を行う。「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなどして、児童の自尊感情を保つように留意する。
 - ・ 家庭訪問などにより、迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、徹底して児童を守り通すこと、秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除くようにする。
- いじめた児童への指導またはその保護者への助言
 - ・ いじめた児童に対して、いじめは人格を傷つけ、生命、身体などを脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた児童が抱える問題にも目を向け、児童の安心安全や健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ 事実関係を確認後、迅速に保護者に連絡し、保護者の理解や納得を得た上、連携して対応を行えるように保護者の協力を求め、継続的な助言を行う。
- いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえさせる。また、同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級で話し合うなどして、いじめは許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせる。
- 指導記録の作成、保存
 - ・ 児童からの聴き取りや保護者との相談内容については、該当教職員が記録として残し、いじめ・不登校対策委員会において共有できるようにする。

（５）ネットいじめへの対応

ネットいじめが発見された場合は、被害の拡大を避けるため、速やかに必要な措置を講じる。児童に重大な被害が生じるおそれがある場合、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。特に、児童ポルノに関する内容は、学校で判断せず、即警察に相談し、助言・指示を仰ぐ。また、学級担任等が単独で対応せず、いじめ・不登校対策委員会によって複数の教師で情報を共有する。

児童や保護者への対応については、以下の点に留意して行う。

① 被害児童への対応

スクールカウンセラーを中心とした教育相談体制の充実を図り、被害児童に対してきめ細かなケアを行う。毎日の面談の実施や緊急連絡先の伝達を行うなど、被害児童の立場に寄り添った支援を大切にする。

② 加害児童への対応

加害児童が判明した場合、仕返しとして誹謗・中傷を書き込んだ例もあるため、安易に加害者として決めつけるのではなく、その背景や事情についても綿密に調べる。ネットいじめについても、他のいじめ同様、決して許されないものであることを認識させるとともに、加害児童のケアについても留意して指導を行う。

③ 全校児童への対応

ネットいじめが生じた場合、必要に応じて全校児童への指導を行うとともに、日ごろから学校全体として情報モラル教育を行い、ネットいじめの加害者にも被害者にもならないように指導を充実させる。ネット上の誹謗・中傷を発見した場合、教職員や保護者に相談することを徹底させる。

④ 保護者への対応

ネットいじめを発見した場合、被害児童の保護者に迅速に連絡するとともに、保護者との話し合いの機会をもって学校の対応を説明し、その後の対応について相談しながら進めるようにする。加害児童が明らかな場合、その保護者に対してはネットいじめが許されない行為であることを説明するとともに、再発を防ぐために家庭でのインターネットや携帯電話・スマートフォン・SNSの利用のあり方についての説明を行う。また、必要に応じて、保護者会を開催するなどして、ネットいじめの概要や学校における対応、家庭での留意点などを説明し、学校の対応方針を明確に伝えることで保護者の理解を得られるようにする。

未然防止への取り組みとして、非行防止教室やインターネット安全教室などを活用し、保護者への啓発に関する取り組みを行う機会を設けるようにする。

(6) 重大事態への対処について

① 重大事態とは、以下のような事態ととらえる。

ア 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- ・不登校の定義をふまえ、年間30日を目安にする。
- ・一定期間、連続して欠席しているような場合、学校の判断によって迅速に着手する。

② 重大事態が発生した場合の調査の実施、調査結果の報告については、教育委員会の指導のもと、以下のような対応に当たる。

○ 学校の下に重大事態の調査組織を設置する。

- ・専門的知識および経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、調査の公平性、中立性を確保する。
- ・当該事案の性質に応じて、適切な専門家を加えることも考慮する。

○ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

- ・いじめの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査することを念頭に置く。
- ・学校に不都合なことがあっても、事実に向き合おうとする姿勢をもつ。
- ・学校で先行調査している場合も、調査資料の再分析や新たな調査を必要に応じて実施する。

○ いじめを受けた児童およびその保護者に対して情報を適切に提供する。

- ・調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。適時、適切な方法によって経過報告を行う。
- ・関係者の個人情報には十分に配慮する。ただし、個人情報を楯に説明を怠ることがないように留意する。
- ・アンケートについては、いじめられた児童や保護者に提供する場合を念頭に置き、調査に先立ってその旨を調査対象の児童や保護者に説明するなどの措置をとる。

○ 調査結果を教育委員会に報告する。

- ・いじめを受けた児童や保護者が希望する場合、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて提出する。

○ 調査結果をふまえた必要な措置を行う。

＜知立南小学校 いじめ防止対策年間計画＞

		「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室やスクールカウンセラーについて、児童や保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導 (心の成長を中心に)	○いじめ相談窓口について、児童や保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会 ○授業参観 ○個人懇談会(希望制)
5月	↓		○みなまるスポーツフェスタ週間		○みな丸会草取り 田植え ○みな丸会どろんこあそび
6月	C ↓		○情報教育指導	○「なやみアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談	
7月	A ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」			○個人懇談会
8月	P ↓	○中間評価→検証 ○SCによるいじめ・不登校学習会			○みな丸会草取り
9月	↓		○知南小オープンスクール(公開日)	○身体測定	○オープンスクール
10月	D ↓		○みな丸運動会		○みな丸運動会 ○みな丸会草取り 稲刈り
11月	C ↓ A		○福祉実践教室 ○小学校音楽会 ○保健指導 (命の大切さ) ○人権集会 ○みな丸スポーツフェスタ週間	○「なやみアンケート(いじめアンケート)」 ○教育相談	○プロフェッショナルに聞く会 ○授業参観
12月	↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間 ○赤い羽根募金活動 ○いじめ防止標語		○みな丸会収穫祭 ○マラソン大会 ○個人懇談会(希望制)
1月	P ↓			○身体測定	○学校評価アンケートの取り組み ○授業参観 ○書き初め展
2月	へ	○自己評価	○「いきいきタイム」		
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○6年生ありがとうの会		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会時、校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○わかる授業の取組 ○学校行事・生活、授業等での異学年交流 委員会 ○ニコニコ委員会あいさつ活動	○健康観察の実施 ○スクールカウンセラーによる相談 ○学級だより	○あいさつ活動(隔月) ○みな丸会実行委員会(年6回)

※ いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。